

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。  
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○土屋委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの尾辻かな子です。

きょうは衛藤大臣所信に対する質疑ということ、順次御質問をさせていただきたいというふうな思いです。

消費者問題に対する質疑の前に、衛藤大臣の政治理念や政治の姿勢についてまずは伺いをさせていただきたいというふうな思いです。

大臣は、この消費者の担当大臣以外に、少子化や一億総活躍や沖縄北方担当とさまざまな役割を担っておられます。その役割を担う大臣としてお考えをお聞きしたいというふうに思いますが、大臣、参議院のとき、今も参議院議員でいらっしやいますけれども、第百八十五回の国会、二〇一三年十二月五日の参議院本会議においての大臣の採決の姿勢について伺いたいと思います。

これは、二〇一三年九月の最高裁の決定で、非嫡出子の規定は法のものとの平等を定めた憲法に違

反するという判断がありました、それを受けて、婚外子の相続差別を解消する民法の一部を改正する法律案、これが採決されたわけです。このとき、衛藤大臣はなぜか賛成ボタンを押しておられませんか。全会一致ということですけども、参議院の方では賛否が見れますから、そのときに賛成ボタンを押されなかったその理由はどこにあるのか、お聞かせください。

○衛藤国務大臣 それは、私は、二〇一三年の参議院の本会議において、この民法の一部を改正する法律案について、自分なりの判断で恐らく棄権したんであろうという、自分なりの判断で棄権したんであろうというぐあいに思っています。

この法律案は国会の判断によりまして成立をいたしましたので、それについての論評は、今は私は担当でもありませんので、閣僚としてのコメントは差し控えさせていただきたいと思えます。

この成立した法律にのっとって、当然、担当大臣を中心にこの法運用がなされるわけでございまして、それに従って行動するのは当然であるというふうに思っております。

以上です。

○尾辻委員 今、御自分の、自分なりの御判断だというふうにおっしゃったかと思うんですけども、まず、憲法十四条一項に反するという判決などのようにお受けとめになって、そして自分の判断で棄権されたのかということについてお聞かせください。

○衛藤国務大臣 それは今の担当大臣としての申し上げるべき内容だと思っておりますが、ちよ

と私もそのときの詳しい中身を、大分前のことですから、全部思い出したわけではございませんし、いずれにいたしましても、そのときの心理がどうであったかということについて丁寧に覚えていらっしゃるわけではございませんから、それを私がまた、担当の大臣でもありませんし、この行動についてこの場でいろいろ申し上げることではないというぐあいに思っております。

それから、あと、少子化の問題とか、それから一億総活躍について具体的なことがあれば、どうぞお聞きをいただければ、それなりに考えを表明させていただきたいと思っております。

○尾辻委員 これはやはり大きなことだと思っております。司法が違憲だと判断したことについて立法府の一員として棄権をされたということ、三権分立ということをどう考えておられるのかということ、さらには、少子化担当大臣でもあられます。この非嫡出子への、半分ですね、相続が半分になるという差別について、これだけ最後に確認しておきますけれども、婚外子であることで相続が半分になる差別を大臣は是認されているのか、それともそういう差別はいけないと今は思っていないのか、これだけ確認させていただきます。

○衛藤国務大臣 法に従って行動しようと思っております。

○尾辻委員 ちよつとお答えになつていないかと思つてますが、差別をどう考えておられるのかということについてお答えください。

○衛藤国務大臣 私は、その差別についていろいろ答える立場でもありません。また、そのときに

そういう判断を恐らくしたんだと思います。ですから、ただ、今は、その法令が成立したわけですから、その法に従って考え、そして行動するということが私の仕事だと思っておりますから、その方向で頑張ります。

**○尾辻委員** まあ、これは過去のことですから、今、少子化担当大臣でもありません。さらには、一億総活躍ということでもありませんし、消費者問題の担当大臣でもあります。こういったところで任務を果たすためには、やはり婚外子に対しての相違別を是認する立場では、これは私はやっていけないと思いますから、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

さらに、もう一点だけ確認をさせていただきます。これも、政府の一員ということですから。今まで、衛藤大臣、いろいろ発言されております。村山談話や河野談話についてですけれども、安倍内閣としては、これは引き継ぐ、踏襲するという立場です。衛藤大臣としてもこの政府の方針に従われるのかどうかということについて、お答えをいただければと思います。

**○衛藤国務大臣** 政府は、これらの談話とかいろいろなものについては、それを否定するというような形の対応は余りとっていません。

そして、この河野談話というものが発表されたわけでございますけれども、それについて、私どもなりに、私は当時内閣にいましたが、いろいろな調査をしてみました。その中で、またどう処理すべきかということについては、むしろ、これは引き継ぐんだということについて賛同してむしろ

やってきたわけでございますので、それについて、そういう質問をいただきましたが、当然、安倍内閣の一員として、引き継いでやっていく。

むしろ、そのときに、私は、それを否定するなんてことはできませんよということを申し上げた立場でございますから、そのことは御理解いただければと思います。

**○尾辻委員** それでは、確認させていただきましたので、消費者に関する質問に参りたいと思いません。

二〇〇九年九月一日に、消費者庁、発足をいたしました。ことしで十年という節目を迎えます。あわせて、消費者委員会も十年という節目であります。この十年を評価し、そして検証して、そして次の十年に向けてしっかりと動くときが来ているのではないかと思います。

ただ、近年の消費者庁の動きというのは、どうも事業者に遠慮しているのではないかとか、私も聞くにまいました地方消費者行政についても、本当に地方消費者行政が置き去りになっているのではないかとというような懸念もありますので、このあたりについてお聞きをしていきたいと思えます。

まず確認ですが、大臣、消費者庁の使命とは何かということについて、お聞きをしたいと思えます。

**○衛藤国務大臣** 消費者庁は、二〇〇九年に、消費者を主役とする社会の実現を目指すための政府のかじ取り役として設立をされました。それは、消費者の観点で政策全般に横串を通して、幅

広い分野で消費者の利益の擁護、増進を図ることが求められており、大変重要な使命を担っていると考えております。

前回所信で申し上げましたとおり、消費者を取り巻く社会状況の変化に適切に対処できるよう、多様な主体と連携しながら、令和時代の将来を見据え、重要な施策の推進に全力で取り組んでまいります。

**○尾辻委員** 私がお聞きしたのは、消費者庁としての理念、使命があるかと思いますが、その使命について、決められている部分、明文化されている部分があると思いますが、それについてお答えいただきたいと思えます。

**○衛藤国務大臣** 今申し上げましたとおり、消費者を主役とする社会の実現を目指す、この消費者をどう擁護するかということは私どもの基本的な理念であり立場でございます。そのために、政府の中におけるかじ取り役として設立されたというように思っておりますから、そのかじ取り役を十分に果たしていけるように、消費者庁としては頑張りたいというふうに思っています。

**○尾辻委員** ちよつとここはもう確認だけだったんですが、消費者庁の使命というのは一番最初のところに書いてありますよね。消費者行政のかじ取り役として、消費者が主役となって、安心で安全で豊かに暮らすことができる社会を実現する。

これをちよつとお答ええいたされたかっただけですけども、これを確認した上で、大臣にお聞きしていきます。

先に地方消費者行政についての方をお聞きをし

ていきたいというふうに思います。

私は、最近、本当に消費者庁は地方消費者行政を充実させる気があるのかというのを疑問に思っております。

例えば、先日、消費者庁から出された地方消費者現況調査を見ますと、自治体における消費生活相談員は、実は四十五人減少しているんですね。市町村の職員は、兼務割合一〇％。だから、兼務して一〇％しかこの消費の仕事をしていませんよという人たちが半数を超えたり、消費者団体連絡会の調査でも法執行での専任職員の減少ということが指摘をされている、特商法の行政処分もできていない都道府県もある、こういう状態なわけです。

地方消費者行政推進交付金が大幅に削減をされて、自治体ニーズとのミスマッチが指摘される強化交付金、まるで地方消費者行政には消費者庁は責任を持たないんだというような状態であるかと言えます。

大臣は所信で、消費者がどこに住んでいても質の高い相談、救済が受けられる、誰一人取り残されることのない体制の構築を図ると言われておりますが、これは現実と乖離しているのではないかと思います。大臣、いかがでしょうか。

**○衛藤国務大臣** 消費者行政の現場は地域にあるということはもちろんでございます。そういう意味では、地方の消費者行政の充実強化は重要課題であるというぐあいに考えています。

そのため、消費者庁といたしましても、地方消費者行政推進交付金等の財政支援も活用しながら、

地方公共団体における消費者行政の体制整備を支援してきたところであります。これにより、平成二十七年に消費生活窓口相談の空白地域が解消されることとなり、一定の成果を上げてきたものというぐあいに見ていきます。

他方、厳しい地方財政情勢や新たな担い手不足などを背景といたしまして、相談員の配置数が、今お話がございましたように、減少するなど、地方消費者行政の推進体制は依然として脆弱であるということは否めないというように思っています。

今後とも、私どもとしては、自主財源の確保を含めた地方消費者行政の体制整備を強化するためには、交付金等を通じた支援に加えて、地方公共団体の首長等への働きかけが重要であるというように思っております。

先般、私も京都に出向きまして、京都市長と京都府知事に要請を行ったところでございますが、今後さまざまな機会を捉えて地方の現場に出向き、地方消費者行政の充実強化に向けた働きかけを行ってまいりたいと思っております。

**○尾辻委員** 自治体への働きかけだけで本当に自治体は自主財源を出してくれるのかというところは、やはり疑問があるわけです。

そして、やる気のある首長さんのところはどんどん進みますけれども、やはり財政が厳しいところというのはどうしても後回しになって、全国一律という質の高い相談をどうやってキープしていくのかということは、これはやはり自治体任せでは私はいけないと思うんですね。ここは、やはり地方消費者行政は維持すべき最低の水準があるん

だ、例えばP I O—N E Tの入力作業などもそうですけれども、ですから、やはり、自治体の一部をしつかり在庫負担化して、この最低基準は消費者庁が支えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○衛藤国務大臣** それで、この地方消費者行政が前線でありまして、そういう意味では、そこをどう大事にするか、そして、国としてもどれだけバックアップできるかということです。

そういう意味で、交付金等を通じたものとか、あるいは、消費者庁自身も京都市や京都府でお願いしていますけれども、各自自治体の首長に対してお願いをしております。消費者庁自身も地方を充実するという意味では、その分室を徳島に設ける等そういう行為を今しながら、その充実方につけてお願いしているところでございまして、それを、充実方を今後とも図ってまいりたいというぐあいに思っております。

**○尾辻委員** 大臣も、地方消費者行政が大事だという思いは、すっかりわかっていますしやると思いますが、ただ、今までの推進交付金の削減とか強化交付金の出し方で、自治体は実際困っていらつしやるんですね。

ぜひ、その生の声、更に聞いていただきたいということをおっしゃるし、現場の消費生活相談員さん、やはりこの処遇をしつかりとしていかなければいけない。高齢化、担い手不足というところがあります。今、私たちがバッジをつけて、一八八ですね、これを普及しているわけですから、電話をかけても電話をとる相手がなければこれ

は問題になっていくわけですから、ここをしっかりと支えていただきたいと思えます。

来年、実は四月から、消費生活相談員さんは、会計年度任用職員という形で変わられる方が多いというふうに思います。これになると、処遇が改善される方もいれば、今の処遇からちょっと下がってしまうような方もいらっしゃるかと、この移行がどうなるのか、それによって、消費生活相談員さん、継続して仕事ができるのかとか、そういうこともあります。

ぜひ、この四月からの会計年度任用職員の移行に対しては、影響調査をしっかりとさせていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○**衛藤国務大臣** 会計年度任用職員さんに移行しますと、そうしますと、通常の場合ですと、一般職と同じように、ボーナス等も支給されるということになります。各自自治体にとってみたら負担増になるところが相当あるんでしょうけれども、そのことにはぜひ御理解をいただきながら、身分の安定について、そのことを一緒に図ってまいりたいし、そして、その調査も当然のこととしてやらせていただきたいと思えますので、やってまいります。

○**尾辻委員** よろしくお願ひしたいと思います。消費者がどこに住んでいても質の高い相談、救済を受けられる体制整備が本当に大事ですので、大臣、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、ちよつと時間がありますけれども、預託法のことについても、先ほども質疑がありましたけれども、お聞きしていきたいというふうには

います。

大臣、少子化担当大臣でもあられるわけで、少子高齢化の中で、やはり高齢者に対する悪質商法の増加というのは、本当にこれはもう憂慮すべき状況になっております。特にジャパンプライフとか安愚楽牧場とかケファイアなどに代表される悪質な預託商法は、合計で一兆円を超える消費者被害を出してきております。

ことしの八月三十日に、消費者委員会が、いわゆる販売預託商法に対する消費者問題についての建議を出されております。これは異例でして、同時に委員会として建議以外に意見も出すという、二本立てになっているわけです。

これに対して、ちよつともう時間もありませんので、消費者庁さんとしては、この建議や意見に対して、特に意見の方は、法改正、預託法の今の現状では、法執行ではどうにもできないんだ、だから、やはりしっかりと法改正をしなければいけないということをおっしゃっているわけです。これは、消費者委員会とそして消費者庁で、実効性についての解釈が分かれる形になっております。

消費者庁として、本当に法改正なく販売預託取引が取り締まれるのか、実効性がちゃんと担保できるのか、ここについてお聞きをしたいと思います。

○**小林政府参考人** お答えいたします。

消費者庁といたしましては、いわゆる悪質な販売預託商法によって消費者被害が発生しているということ、極めて問題であるというふうな認識をしております。

消費者庁としましては、いわゆる悪質な販売預託商法につきましては、法に違反する事実が認められた場合、これまでも厳正かつ迅速に対処してきておりまして、現行法制で可能な限り対処してきているところでございます。

しかしながら、いわゆる悪質な販売預託商法は消費者被害が大きくなりやすい悪質な取引方法でございます。まして、こういった悪質商法には引き続き厳正かつ迅速に対処するとともに、消費者委員会が八月三十日に公表された建議等も踏まえて、実効的な法制度や法執行のあり方を検討してまいります。

○**尾辻委員** これについて、預託取引被害弁護団三団体、記者会見までされたんですよ、この消費者庁の受けとめについて。こういうことを言っているんですね。

消費者庁は、消費者行政の司令塔としての役割を失っているかのように見えて愕然とする、消費者庁をつくるために頑張った応援団が、こんな消費者庁を見るために頑張ったわけではないという発言もされているわけです。

ですから、この預託法に対する今消費者庁の姿勢というのは、こうした応援団にまで失望を与えているということですから、これはしっかりと受けとめていただかなければいけないと思えます。

ちよつと、これについてはまた次回続きをさせていただきますので、指摘をして終わりたいと思えます。

ありがとうございます。